

新宿区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

平成 13 年 10 月 1 日
13 新総財第 555 号

1 目 的

この基準は、新宿区（以下「区」という。）が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

2 指名に際しての判断事項

区長は、「財務会計システム」に登載された競争入札参加有資格者の中から当該物品の買入れその他の契約の相手方として相応しい者を、次に掲げる事項を調査の上、3により指名を行うものとする。

- (1) 財務会計システム登載後の直近の経営及び信用の状況
- (2) 区における指名及び受注の状況
- (3) 他の官公庁における契約実績
- (4) 過去の履行成績
- (5) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) その他発注契約に対する履行能力

3 指名方法

入札参加者を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 指名基準

2の調査結果を踏まえ、発注契約の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、実績等を総合的に判断し、指名する。

(2) 優先指名

(1)により指名する場合には、次に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業に該当する者
- ② 区内に本社又は主たる営業所を有する者
- ③ 区内で地場産業を営む者

4 指名の制限

区長は、次のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

- (1) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止期間中である者又は指名停止に付そうとしている者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (5) 発注契約と同種の契約を区を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (6) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、2に掲げる事項を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

5 指名業者数

- (1) 指名する業者数は、別表 1 による。
- (2) 区長は、(1)の規定にかかわらず、契約の性質又は目的により必要があると認めたとときは、指名業者数を増減して指名することができる。

6 指名業者選定等委員会への付議

区長は、別表 2 に定める契約の入札参加者の選定については、新宿区契約事務規則第 36 条に規定する指名業者選定等委員会へ付議しなくてはならない。

附 則

- 1 この基準は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 新宿区指名業者選定基準（昭和 55 年 2 月 22 日 55 新総財第 1668 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

【 別表 1 】

予 定 価 格		指名業者数
30万円以上	100万円未満	4社以上
100万円以上	300万円未満	5社以上
300万円以上	500万円未満	6社以上
500万円以上	1,000万円未満	7社以上
1,000万円以上	3,000万円未満	8社以上
3,000万円以上	5,000万円未満	10社以上
5,000万円以上	1億円 未満	12社以上
1億円 以上		15社以上

【 別表 2 】

契約の種類	一 件 の 予 定 価 格
① 工事の請負	2,000万円以上
② 設計の委託等	予定工事費2,000万円以上の工事に係るもの
③ 物件の調達	2,000万円以上
④ その他の委託	2,000万円以上
⑤ 上記以外に、区長が特に必要と認めたもの	